

道頓堀川遊歩道監視カメラ管理要領

(目的)

第1条 この要領は、道頓堀川遊歩道（以下「遊歩道」という。）及び管理施設等の安全確保を図るため、増水時や雑踏時及びその他の事象発生時における迅速な対応を目的とした道頓堀川遊歩道監視カメラ（以下「監視カメラ」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものである。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「監視カメラ」とは、河川管理を目的とし、特定の場所に継続的に設置されるカメラで、かつ画像記録装置を有するものをいう。
- (2) 「記録データ」とは、監視カメラにより撮影または記録された画像及び音声であって、それにより特定の個人を識別できるものをいう。

(設置等)

第3条 監視カメラは、遊歩道における管理施設等の状況が確認できる位置に設置することとする。設置に際しては、個人のプライバシー等に配慮する。

また、撮影範囲は必要最小限にとどめるとともに、監視カメラ設置場所付近又は撮影対象区域の見やすい位置に監視カメラを設置していることを表示する。

(管理責任者等)

第4条 監視カメラに関する管理責任者は、河川・渡船管理事務所長とする。

- 2 記録データの管理にあたっては、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（令和5年大阪市条例第5号）に基づき適正な管理を行う。
- 3 管理責任者は、記録データの閲覧等の取扱いを行う取扱責任者を定めるものとし、取扱いにあたっては管理責任者及び取扱責任者以外のものが従事してはならない。

(運用)

第5条 監視カメラの作動・録画については、原則、常時（24時間）行うものとする。なお、電源供給等の事由がある場合は、この限りでない。

(記録データの取扱い)

第6条 記録データの保管期間は7日間とし、期間終了後は設置する機器の機能により上書き又は消去を行う。

- 2 記録データを記録した媒体は、施錠可能な場所に管理保管するものとし、記録データの複写、持出しについては、管理責任者の許可を得るものとする。
- 3 記録データは撮影時の状態のまま保存し、編集又は加工をしてはならない。
- 4 管理責任者は、前各項に掲げるもののほか、記録データ及び記録した媒体について、

流出、漏えい、盗難、紛失その他事故が生じないよう必要な措置を講ずるものとする。

(記録データの利用制限)

第7条 記録データは、遊歩道の施設管理上必要な場合のみ利用することとし、他の目的のために利用してはならない。

2 記録データは、次のいずれかに該当する場合を除き、第三者に提供しない。

(1) 裁判所等から法令に基づく請求があった場合

(2) 捜査機関等から犯罪捜査の目的により照会を受けた場合（なお、提出は原則として捜査機関等からの文書による照会に対して報告する。）

(3) 個人の生命・財産を守るため緊急かつ止むを得ない場合

(4) 個人が特定される画像で、本人の同意がある場合又は本人に提供する場合

3 記録データを第三者に提供した場合は、河川課長へ報告する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、河川・渡船管理事務所長及び河川課長にて協議のうえ、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

(施行期日)

この改正要領は、令和8年7月1日から施行する。